

議案第 7 1 号	土地改良事業計画の概要について
農業振興課	平成 2 4 年度から土地改良事業として施行しようとする農村総合整備事業集落基盤整備相野地区（農業用排水施設整備、農用地の改良・保全）の計画の概要について、土地改良法第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

【根拠法令】 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項

【所在地】 三田市下相野、上相野地内

【事業名称】 農村総合整備事業集落基盤整備相野地区（農業用排水施設整備、農用地の改良・保全）

【事業総額】 191,460,000 円

【費用負担】

	財源	割合	金額
工事費	国庫補助金	100 分の 50	91,466 千円
	県補助金	100 分の 13.5	24,695 千円
	市費	100 分の 18.25	33,385 千円
	地元負担金	100 分の 18.25	33,385 千円
事務費	国庫補助金	100 分の 0	
	県補助金	100 分の 0	
	市費	100 分の 50	4,265 千円
	地元負担金	100 分の 50	4,264 千円

【現況】 本地区は、都市近郊に位置し、営農条件が不利な未整備農地であるため、農業生産性の向上が課題となっている。そのような中 J R 相野駅周辺住民が主体となり、平成 1 3 年にまちづくり検討会を設立し、平成 1 7 年には集落地域整備法によるまちづくりを提案してきた。それにより農村総合整備事業集落基盤整備によりほ場整備、農業用排水施設整備及び農用地の改良・保全を行い、営農労力の省力化及び農地を集団化し、地域農産物の生産拡大により地産地消を促進し、農業経営の活性化を図る。また、居住環境の整備を行い地区外への人口流出の歯止めや U ターン現象の促進等に効果があり、農業集落の振興を図るものである。

今回の事業で、ほ場整備については相野地区で設立予定である土地改良区が事業実施主体であり、この議案は、市が事業主体となる農業用排水施設整備及び農用地の改良・保全についての計画の概要についてのものである。

【事業概要】 農業用排水施設整備 施工延長 7.3km 受益面積 34.6ha  
農用地の改良・保全（ため池整備） 1 箇所 受益面積 10.0ha

【完了年度】 平成 28 年度